

平成 30 年 5 月

関係各位

横 浜 税 関

## 本牧埠頭出張所山下事務所廃止後の事務処理体制について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素、税関行政に深いご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、横浜税関本牧埠頭出張所山下事務所（以下「山下事務所」という。）につきましては、平成 30 年 7 月 1 日（日）付で廃止することとなりました。これに伴い、同日付で管轄区域の一部が、新たに変更となる予定です。同日以降の事務につきましては、下記のとおり取り扱うこととなりますので、何卒ご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。

謹白

記

### 1. 管轄区域及び取扱窓口

#### （1）管轄区域

平成 30 年 7 月 1 日（日）付で、以下のとおり、管轄区域が変更となります。同日以降の輸出入通関手続等につきましては、輸出入者又は通関業者が AEO である場合を除き、新たな管轄区域に従って、それぞれの管轄官署の取扱窓口において行っていただくようお願いいたします。

①横浜市中区山下ふ頭

⇒ 横浜税関本関

②横浜市中区新山下一丁目から新山下三丁目まで

⇒ 本牧埠頭出張所

#### （2）取扱窓口

貯置場所	通関窓口	保税窓口
横浜市中区 山下ふ頭 (本関管轄)	業務部 特別通関第 1、2 部門 通関第 1、2 部門 (〒231-8401 横浜市中区新港 1-6-2 横浜第一港湾合同庁舎 2F) ※下記 4 参照	監視部 保税取締部門 (〒231-8401 横浜市中区海岸通 1-1 監視部分庁舎 1F) ※下記 3、4 参照
横浜市中区 新山下一丁目 から新山下三 丁目まで (本牧管轄)	本牧埠頭出張所 通関第 1 ~ 6 部門 (〒231-0811 横浜市中区本牧ふ頭 2 本牧埠頭出張所 2、3F)	本牧埠頭出張所 保税担当 (〒231-0811 横浜市中区本牧ふ頭 2 本牧埠頭出張所 3F)

## 2. 廃止に伴う事務処理

### (1) 通関関係

7月以降、新たに行う輸出入通関手続等につきましては、前記1. の管轄区域に従い本関又は本牧埠頭出張所において行っていただくこととなりますが、6月末までに山下事務所が処理した事務に係る後続の業務につきましては、その管轄区域、システム申告・マニュアル申告の別に問わらず、本牧埠頭出張所で取り扱うことを原則といたします。

- ・ 輸出入申告に係る通関部門での後続の業務の処理は、当該申告の代表税番を担当する通関部門が対応いたします。
- ・ その他、申告の状態別の具体的なシステム対応につきましては、別添「山下事務所廃止に伴う通関関係業務に係るシステム対応について」をご参照ください。

### (2) 収納（担保）関係

本牧埠頭出張所に提供されている関税並びに消費税及び地方消費税の納期限延長等に係る担保の取扱いにつきましては、以下のとおり取り扱うこととなります。

#### ① 宛先（権利者名）が「本牧埠頭出張所長」のみとなっている官署別担保

7月以降も有効である官署別担保について、申告先が横浜税関本関となる場合は、新たに担保提供又は「権利者の変更についての確認書」の提出が必要となりますので、6月末までに必要な手続きを行ってください。

なお、該当担保を提供されている輸入者又は通関業者の皆様には、別途本牧埠頭出張所からご連絡いたします。

#### ② 宛先（権利者名）が「全国税関官署の長」又は「本牧埠頭出張所長と他官署の長の連名」となっている一括担保

担保の宛先（権利者名）が「全国税関官署の長」又は「本牧埠頭出張所長と他官署の長の連名」の記載がされている担保につきましては、7月以降も引き続き、宛先官署にて使用可能です。なお、当該担保の宛先（権利者名）に「横浜税関長」の記載がない場合には、7月以降、申告先が横浜税関本関となる申告には使用できません。

新たな担保への切り換え又は官署の追加が必要となりますので、6月末までに必要な手続きを行ってください。

### (3) 保税関係

#### ① 保税関係手続について

保税関係業務（継続案件を含む。）につきましては、保税蔵置場等を新たに管轄する官署への手続きをお願いいたします。

例えば、保税運送に係る到着確認につきましては、以下のとおりとなります。

【運送先が NACCS 参加の場合】

搬入確認登録の際に税関に事故を通知する場合、6月末までは山下事務所に、7月以降は、運送先の蔵置場所を管轄する保税部門に申し出てください。

【運送先が NACCS 不参加の場合】

可能な限り、6月末までに山下事務所において到着確認を受けてください。

7月以降は、運送先の蔵置場所を管轄する保税部門において到着確認を受けてください。

② 保税地域コードについて

現在使用している保税地域コードは変更ありません。当該蔵置場コードに係る管轄税関官署は、7月以降、保税蔵置場等を新たに管轄する官署に変更されますが、変更に係る手続きはありません。

ただし、「保税地域・名称」が「その他」等となっており具体的な場所が指定されていない以下のコードは、山下事務所廃止に伴い削除されますので、7月以降利用できません。(6月末までにこれらのコードを使用して申告をした場合で、かつ、許可・承認が7月以降になる場合は、引き続き利用が可能です。)

本船扱い (2DHHH)、ふ中扱 (2DFFF)、貨物到着前申告用 (2DJJJ)、到着即時輸入申告用 (2DUUU)、バンニング用 (2DVVV)、洋上輸出用 (2DYYY)、他所蔵置用 (2DZZ1)、蔵置場 (2DWWW)、工場 (2DMMM)、展示場 (2DGGG)

※ 他所蔵置用コードにつきましては、6月末までは2DZZ1を、7月以降は本関2AZZ1、本牧2EZZ1をご利用いただきますようお願いします。

※ 別・託送品通関部門における検査のため現在使用している税関検査場 (2DC00)、及び、指定 (2DDDD) につきましては、引き続きご利用が可能です。

(4) その他

6月末までに山下事務所において行われた行政処分に係る後続の業務につきましては、以下のとおり対応いたします。

- 各種証明（原本照合、通関証明、納税証明等）の交付、再輸出減免税貨物の輸出の届出書の受理につきましては、7月以降、本牧埠頭出張所において行います。

**3. 問合せ先**

山下事務所（※本年6月30日まで）

（輸出入通関・総括・収納関係）

本牧埠頭出張所通関第7部門 (電話) 045-201-2540  
(保税関係)

本牧埠頭出張所保税第2部門 (電話) 045-201-2574

## 横浜税関本関

(輸出入通関・総括関係)

業務部通関総括第1部門 (電話) 045-212-6150

(収納関係)

業務部収納課 (電話) 045-212-6140

(保税関係)

・蔵置貨物、NACCS に関すること

監視部保税取締部門（窓口） (電話) 045-212-6126

・保税蔵置場の許可に関すること

監視部保税許可部門（許可・更新） (電話) 045-212-6122

・保税制度に関すること

監視部保税総括部門（相談） (電話) 045-212-6120

・業務検査に関すること

監視部保税検査第1部門 (電話) 045-212-6127

## 本牧埠頭出張所

(輸出入通関・総括関係)

本牧埠頭出張所通関総括第1部門 (電話) 045-625-5010

(収納関係)

本牧埠頭出張所収納課 (電話) 045-625-5040

(保税関係)

本牧埠頭出張所保税担当 (電話) 045-625-5041

## 4. その他

(1) 本関各部門の仮移転

現在、横浜第一港湾合同庁舎及び横浜税関新港分関（以下「第一港湾合庁等」という。）内に置かれている横浜税関本関各部門について、第一港湾合庁の建替工事に伴い、監視部関係部門（一部部門を除く。）は、本年10月上旬を目処に鶴見分庁舎（現鶴見出張所）へ、また、業務部関係部門（一部部門を除く。）は、本年11月下旬を目途に山下分庁舎（現本牧埠頭出張所山下事務所）への仮移転を実施する予定です。

移転の正式な日程等、詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

(2) 本関管轄保税地域の担当部門について

① 業務検査について

管轄保税蔵置場の業務検査（指定保税地域の貨物管理者に係る業務検査を含む）は、監視部保税検査第1部門が担当いたします。

## ② 保税地域の許可内容について

役員変更届、増減坪、蔵置貨物の種類変更等、保税蔵置場の許可に係る窓口は、監視部保税許可部門が担当いたします。

## (3) 別・託送品に係る業務について

監視部別・託送品通関部門は、これまでのとおり山下分庁舎で業務を行います。

なお、本牧埠頭出張所保税第2部門（山下事務所）の廃止に伴い、従来、同部門で担当していた別・託送品の検査に関する保税運送に係る事務は、監視部別・託送品通関部門において行います。

(以上)

## 山下事務所廃止に伴う通関関係業務に係るシステム対応について

6月末までに山下事務所に対して申告・申請等が行われ、許可・承認が7月以降となる場合の事務処理、6月末までに山下事務所において行われた許可・承認等の行政処分に係る後続の業務の処理について、具体的なシステム対応は、以下のとおりです。

なお、輸出入申告に係る通関部門での後続の業務の処理は、当該申告の代表税番を担当する通関部門（以下「担当通関部門」という。）が対応いたします。

### ① 輸出入申告事項登録済、申告未済の場合

6月末までに申告事項登録を行い、申告未済のものにつきましては、申告官署が2DとNACCS上登録されていますので、7月1日（日）システム稼動時間以降に一度事項登録情報を呼び出し、「申告官署コード」欄を「ブランク」に訂正し、再度送信させる必要があります。

### ② 予備申告済、本申告未済の場合

6月末までに山下事務所宛てに予備申告を行い、本申告できなかつたものにつきましては、後続の業務のシステム処理ができないため、予備申告の撤回を行っていただく必要があります。再申告につきましては、7月以降の管轄区域に従って、本関又は本牧埠頭出張所の担当通関部門に行っていただくことになります。

※ 6月末までに本申告を行う見込みがないものは、山下事務所宛てに予備申告を行わないようお願いいたします。

### ③ 輸入申告済、許可未済の場合

6月末までに山下事務所宛てに輸入申告（引取申告、引取・特例申告を含む。）を行い、同日までに許可未済のものについて、

- 申告内容に訂正がない場合は、システム処理を継続して本牧埠頭出張所の担当通関部門で後続の業務を処理いたします。
- 申告訂正が必要となった場合には、後続の業務のシステム処理ができないため、本牧埠頭出張所の担当通関部門にて手作業移行を行い、以後の処理をマニュアルで行うこととなります。

### ④ 引取申告済、特例申告未済の場合

6月末までに山下事務所宛てに引取申告を行い、7月以降に特例申告を行う場合、「特例あて先官署」欄には、本関のコードのみを入力可能であるため、同欄に「2A」を、「特例あて先部門」欄に本関の担当通関部門の部門コードを入力する必要があります。

### ⑤ BP承認済、IBP未済の場合

6月末までに山下事務所に許可前引取承認申請を行い、その承認を受け、同日ま

でに輸入許可未済のものについて、IBP を行う際に申告訂正が必要な場合には後続の業務のシステム処理ができないため、本牧埠頭出張所の担当通関部門にて手作業移行を行い、以後の処理をマニュアルで行うこととなります。

⑥ 輸出申告済、許可未済の場合

6月末までに山下事務所宛てに輸出申告（積戻し申告、搬入前輸出申告、特定輸出申告を含む。）を行い、許可未済のものにつきましては、

- 申告内容に訂正がない場合は、システム処理を継続して本牧埠頭出張所の担当通関部門で後続の業務を処理いたします。
- 申告訂正が必要となった場合には、後続の業務のシステム処理ができないため、本牧埠頭出張所の担当通関部門で手作業移行を行い、以後の処理をマニュアルで行うこととなります。

⑦ 輸出許可済のものに対し、船名数量等変更申請を行う場合

「船名・数量等変更申請」は、申告官署又は貨物が搬入された蔵置官署が申請宛先官署となります。6月末までに輸出許可を受け、7月以降に「船名・数量等変更申請」を行う場合、申請官署「2E」を入力し、本牧埠頭出張所を宛先官署とすることが可能です。

なお、輸出許可後の保税運送により、船積港が変更になる場合には、運送到着地を管轄する官署を宛先官署として申請することができます。

⑧ IS, IM 承認済、ISW, IMW 未済の場合

6月末までに山下事務所に蔵入承認・移入承認を行い、その承認を受け、同日までに輸入許可未済の貨物につきましては、後続の業務（ISW, IMW）を貨物が蔵置されている官署に対して行うこととなります。

⑨ 輸入許可済のものに対し、修正・更正の請求を行う場合

6月末までに山下事務所から輸入許可を受けた貨物に係る7月以降の修正申告、更正の請求につきましては、本牧埠頭出張所の担当通関部門で処理いたします。DLI02 業務を利用して当初申告データを呼び出すことはできますが、その場合には、官署 2E 及び担当通関部門の部門コードを入力する必要があります。